

期間徒過後の 救済規定に係るガイドライン

【四法共通】

(令和元年6月21日改訂版)

令和元年6月

特許庁

目次

1. 期間徒過後の救済規定について	1
1.1 救済規定の概要	1
1.2 救済規定に係る手続一覧（対象条文抜粋）	3
(1) 外国語書面出願の翻訳文の提出	3
(2) 出願審査の請求	4
(3) 特許料及び割増特許料の追納	4
(4) 外国語でされた国際特許出願の翻訳文の提出	5
(5) 実用新案登録料及び割増登録料の追納	5
(6) 外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文の提出	6
(7) 意匠登録料及び割増登録料の追納	6
(8) 商標権の更新登録の申請	6
(9) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願	7
(10) 書換登録の申請	7
(11) 特許出願等に基づく優先権主張	8
(12) パリ条約の例による優先権主張	9
(13) 実用新案登録出願等に基づく優先権主張	11
(14) 特許管理人等の選任の届出	11
(15) 後期分割登録料の追納	12
2. 救済を求める手続の流れ	13
2.1 回復理由書に記載すべき事項	15
(1) 「正当な理由」に該当すべき理由	15
(2) 「手続をすることができなかつた理由がなくなった日」とその根拠	16
2.2 回復理由書に添付すべき証拠書類	16
3. 救済されるための要件	17
3.1 正当な理由があること（要件1）について	17
3.1.1 基本的な考え方	17
3.1.2 「正当な理由」とは	18
3.1.3 「期間徒過の原因となった事象」について	18
(1) 「期間徒過の原因となった事象」が予測可能であるといえる場合	18
(2) 「期間徒過の原因となった事象」が予測可能であるといえない場合	19
3.1.4 出願人等が手続をするために講じた措置	19
(1) 期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置	19
(2) 期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置	21
3.1.5 「措置を講ずべき者」について	24
(1) 出願人等	24
(2) 出願人等が二人以上ある場合	24
(3) 特許庁に対する手続を代理人に委任している場合	25
(4) 代理人以外の者に期間管理等を委託している場合	25
(5) 補助者を使用し業務を行っている場合	26
3.2 救済手続期間内に手続等を行うこと（要件2）について	27

3.2.1	基本的な考え方	27
3.2.2	「手続をすることができなかつた理由がなくなつた日」とは	28
4.	救済の認否の判断後の流れ	28
(1)	救済が認められた場合	28
(2)	救済が認められなかつた場合	29
5.	回復理由書及び救済の対象となる手続様式（一部）の記載例	30
(1)	回復理由書（特許様式第31の9）の記載例	30
(2)	翻訳文提出書（特許様式第31の5）の記載例	34
(3)	出願審査請求書（特許様式第44）の記載例	35
(4)	特許料納付書（特許様式第70）の記載例	36
(5)	国内書面（特許様式第53）の記載例	37
(6)	国際出願翻訳文提出書の記載例	38
(7)	商標権存続期間更新登録申請書（商標様式第12）の記載例	39
(8)	特許法第41条1項の規定による優先権主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願の願書（特許様式第26）の記載例	40
(9)	特許法第43条の2（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるパリ条約の例による優先権主張を伴う特許出願の願書（特許様式第26）の記載例	41
(10)	代理人受任届（特許様式第11）等の記載例	43
6.	参考資料（実用新案法施行規則第23条第2項）	44

期間徒過後の救済規定に係るガイドラインの利用に当たって

このガイドラインにおいて、下記の用語は次のものを意味します。

「出願人等」：

特許出願の出願人、特許権の原特許権者、国際特許出願の出願人、実用新案登録出願の出願人、実用新案権の原実用新案権者、国際実用新案登録出願の出願人、意匠権の原意匠権者、商標権の原商標権者、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者、書換登録の申請をすべき者

「救済規定」：

特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下「平成23年改正法」という。）による改正（以下「平成23年改正」という。）、特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号。以下「平成26年改正法」という。）による改正（以下「平成26年改正」という。）及び特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号。以下「平成27年改正法」という。）による改正（以下「平成27年改正」という。）によって導入又は改正された期間徒過について「正当な理由」があるときの期間徒過後の救済規定

ガイドラインの目的

このガイドラインは、救済規定に関し、救済要件の内容、救済に係る判断の指針及び救済規定の適用を受けるために必要な手続を例示することにより、救済が認められるか否かについて出願人等の予見可能性を確保することを目的としています。

ガイドラインの対象とする手続

このガイドラインは、平成23年改正後の特許法、実用新案法、意匠法又は商標法（附則を含む。）において規定された期間徒過後の救済（外国語書面出願の翻訳文の提出並びに特許料及び割増特許料の追納等）、平成26年改正後の特許法又は実用新案法において規定された期間徒過後の救済（出願審査の請求）及び優先権を主張することができる期間を徒過した後の出願についての優先権の主張並びに平成27年改正後の特許法又は実用新案法において規定された期間徒過後の救済（国際特許出願の特許管理人の選任又は国際実用新案登録出願の実用新案管理人の選任。以下「特許管理人等の選任」という。）及び商標法において規定された期間徒過後の救済（後期分割登録料及び割増登録料の納付）についての救済に関する規定に適用されるものです。出願人等の責めに帰することができない理由により期間を徒過した場合の救済に関する規定には、このガイドラインは適用されませんので御注意ください。

平成23年改正において導入された救済規定は、平成23年改正法の施行日（平成24年4月1日）以後に、翻訳文の未提出により取り下げられたものとみなされた出願及びその日以後に消滅したもの又は初めから存在しなかったものとみなされた特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等に適用されます。

平成26年改正において導入された救済規定は、平成26年改正法の施行の日（平成27年4月1日）以後に、出願審査の請求がなかったことにより取り下げられたものとみなされた特許出願及びその日以後にする特許出願又は実用新案登録出願が優先権を主張する

ことができる期間を徒過した場合についてその出願に伴う優先権の主張に適用されます。

平成27年改正において導入された救済規定は、平成27年改正法の施行の日（平成28年4月1日）以後に、特許管理人等の選任の届出がないことにより取り下げられたものとみなされた国際特許出願及び国際実用新案登録出願並びに後期分割登録料及び割増登録料を追納しなかったことにより消滅したものとみなされた商標権に適用されます。

ガイドラインの留意事項

このガイドラインは、救済規定に関する基本的な考え方を示すものです。考え方をわかり易くするため、所々に具体的な事例を記載しておりますが、実際には、期間徒過の原因など諸々の事情を総合して判断されることに御留意ください。

また、救済規定は、所定の要件を満たす場合に限り、期間内に手続をすることができなかったことについて例外的に救済するためのものであり、期間を徒過した全ての場合を救済するものではないことに留意する必要があります。手続を妨げる何らかの事象が発生したとしても、期間内に手続をすることができるときは、期限までに手続をしなければなりません。

<問い合わせ先>

特許庁審査業務部 審査業務課 回復申請担当
電話：03-3581-1101 内線 2615

FAX：03-3580-8016

E-mail：pa0c50@jpo.go.jp

1. 期間徒過後の救済規定について

1.1 救済規定の概要

平成23年改正の前は、所定の期間内に手続をすることができなかった場合の救済として、例えば、特許法第112条の2に規定する特許料及び割増特許料の追納（以下「特許料等の追納」という。）による特許権の回復が存在していました。これは、原特許権者が、「その責めに帰することができない理由」により期間内に手続をすることができなかったときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内に限り、特許料等を追納することができるというものであり、この要件に該当するときは特許料等の不納により消滅した特許権の回復を認めることとしていました。

この要件は、既に特許法上設けられていた拒絶査定不服審判や再審の請求期間を徒過した場合の救済の要件との整合性を考慮するとともに、そもそも特許権の管理は特許権者の自己責任の下で行われるべきものであること、及び消滅した特許権の回復を無期限に認めると第三者に過大な監視負担をかけることになることを踏まえ、平成6年改正法（平成6年法律第116号）により規定されたものです。

ところが、この要件は、欧米等と比して、非常に厳格であつて、実質的な救済が図られていないとの指摘がありました。さらに、ユーザーフレンドリーな手続の導入及び国際的な手続調和を目的とした国際条約である特許法条約（以下「PLT」という。）には、手続期間の徒過により出願又は特許に関する権利の喪失を引き起こした場合における「権利の回復」に関する規定（PLT第12条）が設けられており、同条約に加盟していない国も含めて主要諸外国の多くでは当該規定に準拠した救済手続が設けられています。

そのような世界的なすう勢に鑑みて、PLT上の「権利の回復」に関する規定に準拠した救済手続を導入するべく、平成23年改正により、一部の手続における要件が緩和されました。

これにより、所定の期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後1年（商標の手続に関しては6月）以内に限り、特許料等の追納による特許権の回復等が認められるようになりました。

また、特許法第36条の2第2項に規定する外国語書面出願の翻訳文の提出、及び特許法第184条の4第1項に規定する外国語特許出願の翻訳文の提出等の手続については、期間を徒過した場合の救済に関する規定が整備されました。

平成26年改正においては、特許法第48条の3第1項及び第2項に規定する出願審査の請求の期間を徒過した場合の救済に関する規定とともに、特許法第41条

1 項又は実用新案法第 8 条 1 項の規定に基づく先の出願に基づく優先権の主張並びにパリ条約第 4 条 D (1) の規定、特許法第 4 3 条の 3 第 1 項及び第 2 項（実用新案法第 1 1 条第 1 項において準用）の規定による優先権の主張を伴うことができる特許出願又は実用新案登録出願をすべき期間（以下「優先権主張を伴う出願をすべき期間」という。）を徒過した場合の救済に関する規定が追加されましたが、これは P L T における「優先権の回復」に関する規定（P L T 第 1 3 条（2））に準拠したものです。

さらに、平成 2 7 年改正において、特許法第 1 8 4 条の 1 1 第 2 項（実用新案法第 4 8 条の 1 5 第 2 項において準用）に規定する特許管理人等の選任の届出の期間を徒過した場合の救済に関する規定とともに、商標法第 4 1 条の 2 第 5 項に規定する後期分割登録料の追納期限を徒過した場合の救済に関する規定が追加されました。これは P L T における「権利の回復」に関する規定（P L T 第 1 2 条（1））及び商標法に関するシンガポール条約（以下「S T L T」という。）における「期間を遵守しなかった場合の救済措置」に関する規定（S T L T 第 1 4 条（2））に準拠したものです。

1.2 救済規定に係る手続一覧（対象条文抜粋）

以下の(1)～(15)は、救済規定の対象となる手続です。これらのうち、(1)、(4)及び(6)は平成23年改正により、(2)及び(11)～(13)の規定は平成26年改正により、(14)及び(15)の規定は平成27年改正により新たに救済の対象に追加された手続です。また、(3)、(5)及び(7)～(10)は、従前から、救済に関する規定¹が設けられていましたが、平成23年改正によりその要件が緩和されたものです。

(1)～(10)、(14)及び(15)の救済規定により、所定の期間内に手続をすることができなかったことについて「正当な理由」があるときは、その理由がなくなった日から2月以内で期間の経過後1年以内（商標に関しては6月。以下「救済手続期間」という。）に限り、期間徒過後の手続が許容されます。

また、(11)～(13)の救済規定により、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に申立てできなかったことについて「正当な理由」があり、かつ優先権主張を伴う出願をすべき期間を経過した日から2月以内にその出願をした場合、当該2月（以下「優先権の回復期間」という。）以内に限り、優先権の主張（以下「優先権の回復」という。）が認められることとなります。

(1) 外国語書面出願の翻訳文の提出

特許法第36条の2

(特許出願)

1～2 (略)

3 特許庁長官は、前項本文に規定する期間（同項ただし書の規定により外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間。以下この条において同じ。）内に同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかつたときは、外国語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 (略)

6 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第四項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外国語書面及び外国語要約

1 例えば、平成23年改正前の特許法第112条の2第1項は、

「前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなった日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。」と規定しています。

書の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

- 7 第四項又は前項の規定により提出された翻訳文は、第二項本文に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 8 (略)

特許法施行規則第25条の7

(翻訳文の様式等)

- 1～3 (略)
- 4 特許法第三十六条の二第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。
- 5 特許法第三十六条の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。
- 6～8 (略)

(2) 出願審査の請求

特許法第48条の3

(出願審査の請求)

- 1～4 (略)
- 5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査の請求をすることができる。
- 6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。
- 7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に出願審査の請求がなかつた場合に準用する。
- 8 (略)

特許法施行規則第31条の2

(出願審査請求書の様式等)

- 1～3 (略)
- 4 特許法第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の経済産業省令で定める期間は、同条第五項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項に規定する期間（同条第七項において準用する場合にあつては、第二項に規定する期間）の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。
- 5～7 (略)

(3) 特許料及び割増特許料の追納

特許法第112条の2

(特許料の追納による特許権の回復)

- 1 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、同条第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料及び割増特許料を追納することができる。
- 2 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第一百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了の日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

特許法施行規則第69条の2

(特許料の追納による特許権の回復手続等)

- 1 特許法第一百十二条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第一百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後一年を超えるときは、その期間の経過後一年とする。
- 2～4 (略)

(4) 外国語でされた国際特許出願の翻訳文の提出

特許法第184条の4

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

- 1～3 (略)
- 4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 6～7 (略)

特許法施行規則第38条の2

(翻訳文の様式等)

- 1 (略)
- 2 特許法第一百八十四条の四第四項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間(同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)の経過後一年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後一年とする。
- 3～6 (略)

(5) 実用新案登録料及び割増登録料の追納

実用新案法第33条の2

(登録料の追納による実用新案権の回復)

- 1 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。
- 2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。

(6) 外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文の提出

実用新案法第48条の4

(外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文)

- 1～3 (略)
- 4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
- 6～7 (略)

(7) 意匠登録料及び割増登録料の追納

意匠法第44条の2

(登録料の追納による意匠権の回復)

- 1 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。
- 2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

(8) 商標権の更新登録の申請

商標法第21条

(商標権の回復)

- 1 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その申請をするこ

とができる。

- 2 前項の規定による更新登録の申請があったときは、存続期間は、その満了の時にさかのぼって更新されたものとみなす。

商標法施行規則第10条

(商標権の存続期間の更新登録の申請書の様式等)

1～2 (略)

- 3 商標法第二十一条第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第二十条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

4～6 (略)

(9) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

商標法第65条の3

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

1～2 (略)

- 3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、前項の規定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願ができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。

- 4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願があつたときは、存続期間は、その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、その出願の時)に更新されたものとみなす。ただし、その出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定し、又は防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、この限りではない。

商標法施行規則第2条

(願書の様式等)

1～8 (略)

- 9 商標法第六十五条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項の規定により更新登録の出願をすることができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。 10～

14 (略)

(10) 書換登録の申請

商標法附則第3条

(書換登録の申請)

1～2 (略)

- 3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内

にその申請をすることができる。

商標法施行規則第20条

(書換登録の申請書の様式等)

- 1 (略)
- 2 商標法附則第三条第三項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。)の経済産業省令で定める期間は、商標法附則第三条第三項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第二項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。
- 3～6 (略)

商標法附則第23条

(防護標章)

附則第二条から前条まで及び次条から附則第三十条までの規定は、防護標章に準用する。

(11) 特許出願等に基づく優先権主張

特許法第41条

(特許出願等に基づく優先権主張)

- 1 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。
 - 一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合(その特許出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。)
 - 二～五 (略)
- 2～3 (略)
- 4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

特許法施行規則第27条の4の2

- 1 特許法第四十一条第一項第一号の経済産業省令で定める期間は、同号に規定する正当な理由がないものとした場合における同項の規定により優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月とする。
- 2 (略)
- 3 特許法第四十一条第四項及び第四十三項第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三の三第三項において準用

する場合を含む。) の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

三 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。)をする場合 当該正当な理由がないものとした場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月

四 (略)

4～7 (略)

(12) パリ条約の例による優先権主張

特許法第43条

(パリ条約による優先権主張の手続)

1 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2～9 (略)

特許法第43条の2

(パリ条約の例による優先権主張)

1 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間(以下この項において「優先期間」という。)内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

特許法第43条の3

1 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

(上欄)

(下欄)

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

- 2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであって、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国の国民が特定国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。
- 3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

特許法施行規則第27条の4の2

- 1 (略)
- 2 特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、パリ条約第四条C（1）に規定する優先期間の経過後二月とする。
- 3 特許法第四十一条第四項及び第四十三項第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。
- 一～三 (略)
- 四 特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張に係るパリ条約第四条C（1）に規定する優先期間の経過後二月
- 4～7 (略)

実用新案法第11条

(特許法の準用)

- 1 特許法第三十条（発明の新規性の喪失の例外）、第三十八条（共同出願）、第四十三条から第四十四条まで（パリ条約による優先権主張の手続等及び特許出願の分割）の規定は、実用新案登録出願に準用する。
- 2～3 (略)

※実用新案法施行規則第23条第2項において、特許法施行規則第27条の4の2を読み替えて準用（6. 参考資料参照）

(13) 実用新案登録出願等に基づく優先権主張

実用新案法第8条

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

1 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。）

二～五 （略）

2～3 （略）

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

※実用新案法施行規則第23条第2項において、特許法施行規則第27条の4の2を読み替えて準用（6. 参考資料参照）

(14) 特許管理人等の選任の届出

特許法第184条の11

（在外者の特許管理人の特例）

1 （略）

2 前項に規定する者は、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならない。

3 特許庁長官は、前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかつたときは、第一項に規定する者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

5 （略）

6 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願の出願人は、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

7 第四項又は前項の規定によりされた届出は、第二項に規定する期間が満了するときにされた届出とみなす。

8 (略)

特許法施行規則第38条の6の2

(特許管理人の届出をする場合の手続等)

- 1 特許法第百八十四条の十一第二項の経済産業省令で定める期間は、三月とする。
- 2 特許法第百八十四条の十一第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。
- 3 特許法第百八十四条の十一第六項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。

4～6 (略)

実用新案法第48条の15(特許法の準用)

- 1 (略)
- 2 特許法第百八十四条の十一(在外者の特許管理人の特例)の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。
- 3 (略)

(15) 後期分割登録料の追納

商標法第41条の3

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

- 1 前条第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を追納することができる。
- 2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみなす。
- 3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

商標法施行規則第18条の2

(回復理由書の様式等)

- 1 商標法第四十一条の三第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一条の二第五項に規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2～4 (略)

2. 救済を求める手続の流れ

所定の期間内に手続をすることができなかつた出願人等であつて、当該手続について救済規定の適用を受けようとする者は、救済手続期間内に、所定の期間内に行うことができなかった手続をするとともに、手続をすることができなかつた理由を記載した回復理由書（回復理由書の記載例については、[5. \(1\)](#)を参照）を提出しなければなりません。

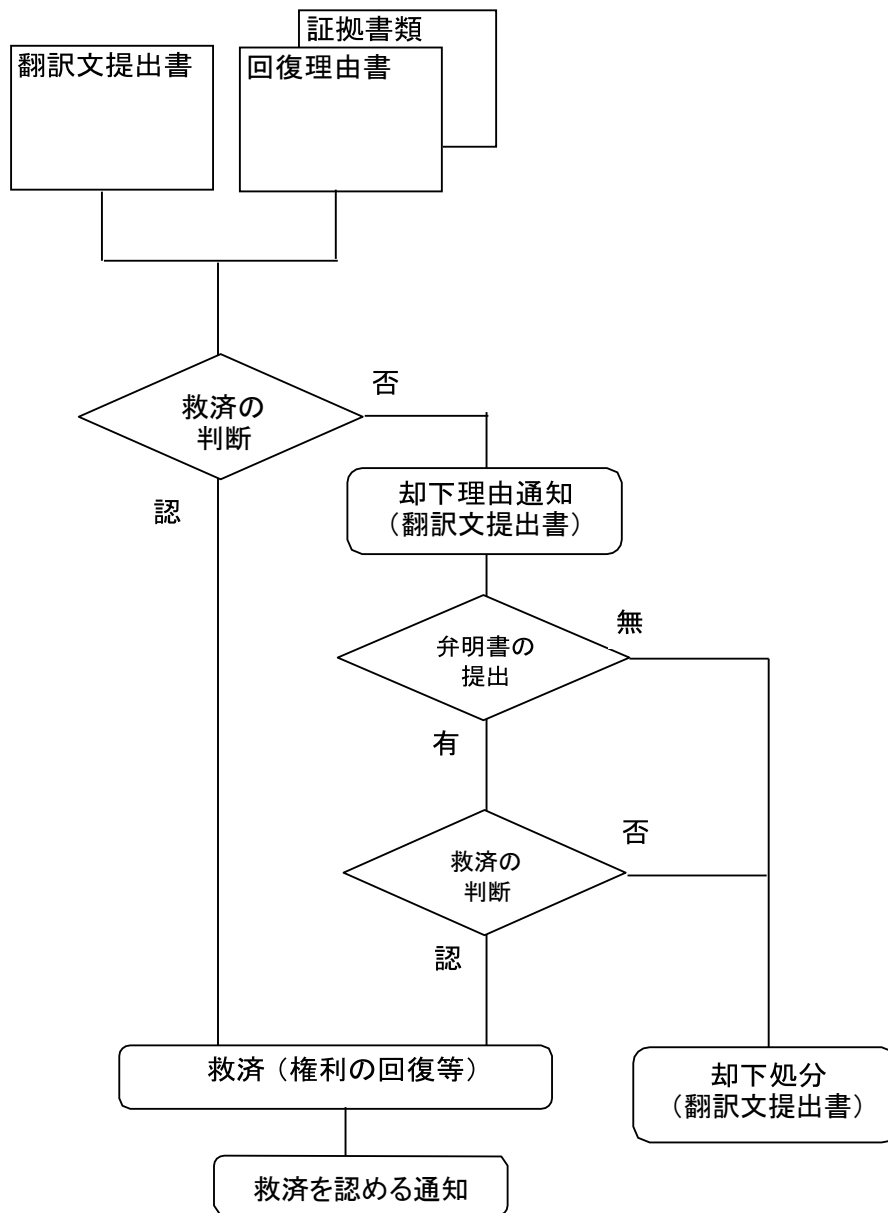
特許庁長官は、救済手続期間内に、翻訳文提出書等、救済の対象とされる手続書面及び回復理由書が提出されたときは、回復理由書の記載に基づいて、当該手続について、救済が認められるべきか否かを判断します。

また、優先権の回復をしようとする出願人等は、優先権の回復期間内に出願及び優先権の主張をするとともに、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に出願することができなかつた理由を記載した回復理由書を提出しなければなりません。

ただし、国際特許出願又は国際実用新案登録出願について優先権の主張をし、指定官庁としての特許庁において優先権の回復をしようとする場合の回復理由書の提出期間は、国内書面提出期間が満了する日の属する日後1月（国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合は、その請求の日から1月）以内です。

優先権の回復の場合の判断は、救済に係る手続と同様に行います。

< 手続フロー図（翻訳文提出書（特許法第36条の2）の例） >



2.1 回復理由書に記載すべき事項

出願人等は、期間徒過後の手續に際して、所定の期間内に当該手續をすることができなかつた理由が「正当な理由」に該当すべき理由として下記(1)のア.～ウ.の事項、及び下記(2)の「手續をすることができなかつた理由がなくなつた日」とその根拠を、回復理由書に具体的かつ十分に記載しなければなりません ([5.1\(1\)記載例参照](#))。

優先権の回復の場合も、優先権主張を伴う出願をすべき期間内に申出できなかつた理由が「正当な理由」に該当すべき理由として期間徒過後の手續と同様の事項を記載しなければなりません。「申出をすることができなかつた理由がなくなつた日」は、優先権の回復期間の起算日ではありませんが、事象が止んだ後に出願人等が所定の期間内に申出をするために相応の措置を講じていたかを判断するに当たって考慮されますので、下記(2)も記載してください。

なお、提出された回復理由書に記載された事項については、[特許法第186条第1項](#)に基づき、同項第4号又は第5号に該当する場合を除き²、原則開示されることとなります。

(1) 「正当な理由」に該当すべき理由

ア. 期間徒過の原因となつた事象 ([3.1.3参照](#))

- 事象の発生した及び止んだ日³
- 事象の内容
- 事象に係る者⁴

イ. 当該事象の発生前に講じた措置 ([3.1.4\(1\)参照](#))

- 措置を講ずべき者 (全員) ([3.1.5参照](#))
- 上記の者 (全員) が講じた措置の内容及び講じた時期

2 回復理由書及びその証拠書類に記載された事項が、特許法第186条第1項第4号(個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの)、又は第5号(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの)に該当する場合は、原則、開示されません。なお、回復理由書及びその証拠書類は、同項第1号から第3号に規定される書類には該当しません。

3 事象の止んだ日とは、その事象の発生により妨げられていた行為ができるようになった日をいいます。例えば、事故等による手續担当者の不在の場合は、代替者が手續のための行為ができるようになった日であり、システムの不具合等による誤つた期限の告知の場合は、誤つた期限が告知された事実を知つた日又は知るべきであつた日を指します。また、日を特定することが難しい場合には、その旨を記載の上、事象の止んだと思われる時期を記載してください。

なお、事象の発生した日について、例えば、システムの不具合等により発生した事象の場合等、その発生した日が不明なときは、その旨を記載してください。

4 期間徒過の原因となつた事象が特定の者の行動等に起因して発生したような場合などは、当該者について記載します。

措置を講ずべき者（全員）が講じた措置の内容としては、①期間徒過を回避するために事前に構築した期間管理体制や措置、②当該案件の状況に応じて行った実際の対応について具体的に記載してください。特に、補助者を使用している場合には、補助者を使用するための3要件（3.1.5(5)a～cを参照）のそれぞれを踏まえて、措置を講ずべき者がどのような措置を講じていたかの詳細な記載が必要となります。

特許庁長官は、記載された内容について、当該事象の発生前に講じた措置が通常であれば期間徒過を回避するために十分であったかの観点から判断します（複数の措置が講じられている場合には、それらを総合的に評価し、判断します）。

ウ. 当該事象の発生後に講じた措置（[3.1.4\(2\)参照](#)）

- 措置を講ずべき者（全員）（[3.1.5参照](#)）
- 上記の者（全員）が講じた措置の内容及び講じた時期

(2) 「**手続をすることができなかつた理由がなくなつた日**」とその根拠

ア. 手続をすることができなかつた理由がなくなつた日（[3.2.2参照](#)）

イ. 上記ア.の日とした根拠

2.2 回復理由書に添付すべき証拠書類

救済規定の適用を受けようとする出願人等は、回復理由書に記載した事項を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。証拠書類の提出は、回復理由書に添付することにより行います。提出すべき証拠書類は、上記2.1(1)に基づき、「正当な理由」に該当すべき理由として記載した事実を証明するものであることが必要です。

証拠書類としては、期間徒過の原因となつた事象が特許庁にとって顕著な事実である場合を除き⁵、基本的には、当事者以外の第三者が証明した客観的な証拠書類の提出が必要となります。例えば、天災地変を起因とする場合には災害に係る災証明書等の公的な証明書、出願人等の重篤な病気に起因する場合には当該病気に係る診断書等、システムの不具合等を起因とする場合にはシステムが仕様に従つた動作をしなかつた事実等をシステムの販売会社等が証明した書面です。

しかし、期間徒過に至る事情は様々であるため、当事者以外の第三者が証明することが困難な場合もあります。このような場合であっても、可能な限り、回復理由書に記載した事項を裏付けるための証拠書類⁶の提出が必要となります。

なお、提出された証拠書類については、[特許法第186条](#)第1項に基づき、同項

5 大地震の発生等、証拠書類がなくてもその事実が明らかな場合は、証拠書類は不要です。

6 例えば、業務に係るメール、業務マニュアル、契約書の写し、又は期間徒過に係る手続に係る陳述書等。

第4号又は第5号に該当する場合を除き⁷、原則開示されることとなります。

3. 救済されるための要件

特許庁長官は、出願人等が提出した回復理由書の記載に基づいて、期間内にすることができなかつた手続に関し救済されるべきか否かについて判断します。

救済されるべきと判断されるためには、以下の二つの要件が満たされていることが必要となります。

要件1：所定の期間内に手続又は優先権主張を伴う出願をすることができなかつたことについて正当な理由があること（[3.1](#) 参照）。

要件2：救済に係る手続の場合は、所定の期間内にすることができなかつた手続を救済手続期間内にすること。

優先権の回復の場合は、出願及び優先権の主張を優先権の回復期間内にすること（[3.2](#) 参照）。

3.1 正当な理由があること（要件1）について

所定の期間内に手続又は優先権主張を伴う出願をすることができなかつたことについて正当な理由があること。

3.1.1 基本的な考え方

救済の対象となる手続について、個別の事案における様々な事情を考慮しつつ柔軟な救済を図ることができるよう、平成23年改正においてPLT⁸と同様の考え方を取り入れ、手続をするために出願人等が講じていた措置が、状況に応じて必要とされるしかるべき措置⁹（以下「相応の措置」という。）であったといえる場合に、それにもかかわらず、何らかの理由により期間徒過に至ったときには、期間内に手続をすることができなかつたことについて「正当な理由」があるものとして、期間徒過後の手続を許容することとしました。

なお、平成26年改正において導入した出願審査の請求期間徒過後の手続と優先権の回復の場合も、考え方は同様です。

⁷ 前掲脚注2 参照。

⁸ PLT第12条(1)(iv) 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかつたものであること(中略)……を、当該官庁が認めること。

⁹ 状況に応じて必要とされるしかるべき措置は、出願人等の立場や置かれた状況に応じて必要とされる措置です。それらの措置は、出願人等が個人又は中小規模の会社である場合と、大規模な会社である場合とで異なることがあります。また、代理人に手続を委任している場合と、出願人等が自ら手続をする場合とで異なることもあります。

3.1.2 「正当な理由」とは

特許庁長官は、期間内に手続をすることができなかった理由が「正当な理由」であるか否かについて、まずは期間徒過の原因となった事象(3.1.3)の観点から、次に出願人等が手続をするために講じた措置(3.1.4)の観点及び措置を講ずべき者(3.1.5)の観点を含めて、回復理由書の記載に基づいて判断します。

3.1.3 「期間徒過の原因となった事象」について

期間徒過の原因となった事象とは、例えば、以下のような事象が想定されます。

- 突発的な入院による代理人の不在
- 計画的な入院による代理人の不在
- 出願人等が法人の場合における事故等による手続担当者の不在
- 出願人等が法人の場合における定年退職による手続担当者の不在
- 地震による社屋の倒壊
- 新社屋建設のための旧社屋の取り壊し
- 雷による停電のためのオンライン手続不能
- 計画停電によるオンライン手続不能
- システム不具合による誤った期限の告知
- システムへのデータの入力ミスによる誤った期限の告知

期間徒過の原因となった事象は、その性質から、以下の(1)又は(2)の場合に分けられます¹⁰。

(1) 「期間徒過の原因となった事象」が予測可能であるといえる場合

期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえる場合¹¹は、出願人等は、当該事象により期間徒過に至ることのないように事前に措置を講ずべきであるといえることから、出願人等の講じた措置の如何を問わず、原則として、出願人等は相応の措置を講じていたものとはされず、特許庁長官は、期間内に手続をすることができなかった理由は「正当な理由」に該当しないと判断します。

以上の考え方から、救済が認められない事象の例は、以下のようなものと考えられます。

10 手続の期限について定める法令については、出願人等が当然知っておくべき最低限の知識であるといえるため、当該法令の不知や誤解釈によって期間徒過したといえるときは、原則として相応の措置を講じていたものとはいえず、「正当な理由」があるとはいえません。

11 事象の発生時期及びその発生による影響が予測可能である場合を指します。

【救済が認められない事象の例】

- 計画的な入院による代理人の不在
- 新社屋建設のための旧社屋の取り壊し
- 出願人等が法人の場合における定年退職による手続担当者の不在
- 計画停電によるオンライン手続不能

(2) 「期間徒過の原因となった事象」が予測可能であるといえない場合

期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合は、当該事象により期間徒過に至ることのないように事前に措置を講じておくことを、上記(1)の場合と同様に、出願人等に求めるのは酷であることから、特許庁長官は、回復理由書の記載に基づき、出願人等が手続をするために講じた措置(3.1.4)の観点及び措置を講ずべき者(3.1.5)の観点を含めて、期間内に手続をすることができなかつた理由が「正当な理由」であるか否かについて判断します。

3.1.4 出願人等¹²が手続をするために講じた措置

期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合に、出願人等が手続をするために講じた措置とは、(1)期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置と、(2)期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置です。

特許庁長官は、(1)及び(2)における出願人等が手続をするために講じた措置が、相応の措置といえるか否かについて、回復理由書の記載に基づき判断します。

(1) 期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置

特許庁長官は、期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合は、その事象の発生前に出願人等が講じた措置、すなわちその事象の発生を回避するために講じた措置が、相応の措置といえるか否かについて、回復理由書の記載に基づき判断します。

以下に、各事例における、期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置が相応の措置といえるか否かについて、特許庁長官が判断する際に考慮すべき観点を示します。

12 手続をするために措置を講ずべき者は出願人等ですが、当該手続を代理人に委任している場合等、出願人等以外の者も措置を講ずべき者となることもあります(「措置を講ずべき者」[3.1.5\(3\),\(4\)](#)参照)。

【天災地変を起因とする場合】

期間徒過の原因となった事象が、天災地変により発生したものであるといえる場合、通常の注意力を有する者であっても、その事象の発生を回避することは困難であることから、出願人等が当該事象の発生を回避するための措置を講じていなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったものとはされません。

【システムの不具合等を起因とする場合】

期間徒過の原因となった事象が、システムの不具合又はシステムの構造が当該システムの利用者である出願人等が想定し得ないものであったこと（以下、単に「システムの不具合等」という。）により発生したものであるといえる場合、通常の注意力を有する者であっても、その事象の発生を回避することは困難であることから、当該システムの選定及びシステム導入のための作業が適切であるといえない場合を除き¹³、出願人等が当該事象の発生を回避するための措置を講じていなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったものとはされません。

【人為的なミス起因とする場合】

期間徒過の原因となった事象が、出願人等による人為的なミス¹⁴により発生したものであるといえる場合、通常の注意力を有する者であれば、当該ミスによる事象の発生を回避すべく措置を講ずべきであることから、その事象の発生を回避できなかったことをもって、原則、出願人等は、相応の措置を講じていなかったものとされます。

しかし、出願人等が講じていた措置により、通常であれば当該ミスによる事象の発生を回避できたにもかかわらず、特殊な事情¹⁵があったことによりそれを回避できなかったといえるときは、その措置は相応の措置であったと判断されることもあります。

なお、期間徒過の原因となった事象が、出願人等が行う業務を補助する者（以下「補助者」という。）による人為的なミスに起因する場合については、[3.1.5\(5\)](#)を参照してください。

以上の考え方から、救済が認められない事例及び救済が認められる可能性のある事例は、各々以下のようなものと考えられます。

13 適切に稼働することに疑問のあるシステムを選定したような場合や、新たなシステムの導入までの期間が極端に短く、十分な移行期間を設けていることに疑問が生じるような場合には、システムの不具合等を回避するための相応の措置を怠ったと判断されることもあります。

14 例えば、書類の紛失、システムへのデータの入力ミス、連絡ミス又は事実誤認等といった人為的なミス。

15 例えば、出願人等が家族経営の小規模の会社の場合であって、家族の一員であり、かつ知財関係の業務を担当する者の突然の死亡により、葬儀の準備等の混乱期の中で、当該業務に不慣れな新担当者が、特許庁に送るべき書類を誤って異なる宛先に対して送付してしまった事情等。

【救済が認められない事例¹⁶】

- 期間管理を行うシステムへのデータの誤入力により誤った期限が告知された場合であって、データの誤入力を回避するための実質的な確認(例えば、二重チェック等)をしていなかったとき。
- 出願人等と代理人等との間で、電子メールやファクシミリ等により、手続実行に係る依頼を行ったが、誤送付や通信状況の悪化、システム上のトラブル等の理由により、その依頼が伝わらなかった場合であって、送信者が相手方の受領の確認や受任の意思の確認を行っていないとき。
- 期間管理を行うシステムの使用にあたり、その使用方法等を十分に理解していなかったとき。

【救済が認められる可能性のある事例】

- 期間管理を行うシステムへのデータの誤入力により誤った期限が告知された場合であって、データの誤入力を回避するための実質的な確認をしていたにもかかわらず、誤入力を回避することができない特殊な事情があったとき。
- 出願人等が想定し得ないシステムの構造上の問題により、誤った期限が告知された場合であって、その事実を知った日(知るべきであった日を含む)が期間徒過後であったとき。
- 天災地変による被害に遭った場合であって、その影響により、所定の期間内に手続をすることができなかったとき。

(2) 期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置

特許庁長官は、期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合は、その事象の発生後に申願人等が講じた措置、すなわちその事象により期間徒過に至らないようにするための措置及び手続のための書面を特許庁に提出できる状態にするための措置が、相応の措置といえるか否かについて、回復理由書の記載に基づき判断します。

期間徒過の原因となった事象の発生後は、期間徒過に至らないようにするために相応の措置を講じることが求められますが、申願人等が期間徒過の原因となった事象の存在を知った日(知るべきであった日を含む。)が期間徒過後となる場合は、申願人等は、期間徒過に至らないようにするために措置を講じることが不可能であることから、かかる措置を講じていなかったことをもって相応の措置を講じていなかったものとはされません。ただし、申願人等が当該事象の存在を知った日以後は、

16 3.1.4(1)に記載の期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置が相応の措置といえない場合は、その後の措置のいかんによらず救済は認められません。また、発生前に講じた措置が相応の措置といえる場合であっても、3.1.4(2)に記載の期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置が相応の措置といえない場合は、救済は認められません。

手続のための書面を特許庁に提出できる状態にするための措置として、相応の措置を講じることが求められます。

また、期間徒過の原因となった事象により「対象となる手続のための書面を作成することができなかった期間」があった場合、その期間の長さを考慮した上で、相応の措置を講じていたか否かが判断されます。例えば、翻訳文については、通常であれば2月もあれば作成することができるものと考えられる¹⁷ことから、「『期間が満了する日の2月前』から『翻訳文を特許庁に提出できる状態になった日（手続をすることができなかった理由がなくなった日）』までの間」（以下この段落において「期間A」とします。）に、「翻訳文を作成することができなかった期間」（以下この段落において「期間B」とします。）が存在するときは、「期間A」から「期間B」を除いた期間の長さが2月（翻訳文の作成に必要と考えられる期間）を超える場合には、原則、出願人等は、相応の措置を講じていたものとはされません¹⁸。

以下に、各事例における、期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置が相応の措置といえるか否かについて、特許庁長官が判断する際に考慮すべき観点を示します。

【事故等による手続担当者不在の場合】

出願人等が法人の場合において、法人の手続担当者が事故等により業務を行うことができなくなった場合、当該者が担当する事件については、代替者が引き続き業務を遂行することが可能となるまでは一時的に当該業務が滞ることになります。

このような場合、事故等に対する連絡体制、事故に遭った本人からの連絡があった日、事故に遭った者以外の出願人等が当該事故を知った日（知るべきであった日を含む。）、代替者の選定及び書面作成の進捗管理等の観点から、期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置が相応の措置といえるか否かについて、特許庁長官は、回復理由書の記載に基づいて判断します。

【システムの不具合等による誤った期限の告知の場合】

期間管理システムを使用して手続期間の案件管理を行っている場合には、システムによる手続期限の告知を契機に手続を開始することが通常であり、誤った期限が

17 平成18年改正前特許法第36条の2第2項に基づく外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出期間が特許出願の日から「2月」以内と規定されている点、及び特許法第184条の4第1項において、外国語特許出願の翻訳文提出特例期間は国内書面の提出の日から2月とされている点を考慮したものです。

18 出願審査請求書や特許料等の追納による納付書等については、通常であれば数時間もあれば作成することができるものと考えられることから、「期間徒過の原因となった事象が止んだ日」から、「当該手続のための書面を特許庁に提出できる状態になった日（手続をすることができなかった理由がなくなった日）」までの期間が1日を超える場合には、原則、出願人等は、相応の措置を講じていたものとはされません。

告知され、又は当該システムの不具合等が発覚するまでは、期間遵守に向けた手続を開始することはできないと考えられます。

このような場合、システムの不具合等への対処、期限が正しく告知されていないか、事実を知った日（知るべきであった日を含む。）及び書面作成の進捗管理等の観点から、期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置が相応の措置といえるか否かについて、特許庁長官は、回復理由書の記載に基づいて判断します。

以上の考え方から、救済が認められない事例及び救済が認められる可能性のある事例は、各々以下のようなものと考えられます。

【救済が認められない事例¹⁹】

- 出願人等である企業の知財部の手続担当者が突然の病気等により手続をすることができなくなった場合であって、他の知財部員がその事実を知り得、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- 期間管理用のシステムの不具合等により誤った期限が告知された場合であって、そのことを事前に知り得、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- 天災地変による被害に遭った場合であって、その後手続をすることができる状態に回復し、所定の期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- オンラインによる手続をすることができない場合であって、代替手段（郵送等）によれば所定の期間内に手続をすることが可能な状況であったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。
- 翻訳文の作成を担当する者が期限の一週間前に不在になった場合であって、その後代替者がその作成作業が可能になった日から翻訳文の完成までの期間が一週間を超えていたとき。

【救済が認められる可能性のある事例】

- 出願人等が突然の病気等により手続をすることができなくなった場合であって、他に出願人等もなく、所定の期間内に代替者を手配することさえも困難であったとき。
- 期間管理用のシステムの不具合等により誤った期限が告知された場合であって、その事実を知った日（知るべきであった日を含む。）には、既に当該手続の所定の期間が徒過していたとき。

19 [3.1.4\(1\)](#)に記載の期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置が相応の措置といえる場合であっても、[3.1.4\(2\)](#)に記載の期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置が相応の措置といえない場合は、救済は認められません。すなわち、期間徒過の原因となった事象の発生前及び発生後に講じた措置がいずれも相応の措置といえる場合以外は、救済は認められません。

- 天災地変による被害に遭った場合であって、その後手続をすることができる状態に回復した日には、既に当該手続の所定の期間が徒過していたとき。

3.1.5 「措置を講ずべき者」について

期間徒過の原因となった事象が予測可能であるといえない場合には、手続をするために講じた措置が相応の措置といえるか否かを判断するために、出願人等が手続をするために講じた措置（[3.1.4 参照](#)）の観点とともに、措置を講ずべき者の観点から検討することも必要です。

特許庁長官は、上記 [3.1.3](#) 及び [3.1.4](#) の観点に加え、措置を講ずべき者の観点を含め、回復理由書の記載に基づき、「正当な理由」があるか否かを判断します。

(1) 出願人等

出願人等が自然人の場合は、手続をするために講じた措置が相応の措置といえるか否かについては、出願人等本人が講じた措置の内容に基づき判断されます。

出願人等が法人の場合は、手続をするために講じた措置が相応の措置といえるか否かについては、当該手続の担当者だけでなく法人として講じた措置の内容に基づき判断されます²⁰。

(2) 出願人等が二人以上ある場合

出願人等が二人以上ある場合、特許庁に対する手続については各人が全員を代表し、その全員が手続をすることが可能であることから、手続をするために講じた措置が相応の措置といえるか否かについては、その全員について各々判断されます。

すなわち、たとえ一人の出願人等に相応の措置を講じていたことが認められたとしても、他の出願人等にそれが認められない場合は、出願人等全体としては相応の措置を講じていなかったものとされ、それにより「正当な理由」が否定されることとなります。なお、この場合における相応の措置は、出願人等の置かれた状況によってそれぞれ異なります。

20 例えば、当該手続を担当する部署（以下「知財部等」という。）があるような場合は、実際に案件を担当する者の講ずべき措置を考慮するだけでなく、知財部等全体として講ずべき措置についても考慮され、それらが講じた措置が相当の措置であったか否かについて判断されます。また、知財部等がない場合においては、実際の手続担当者だけでなく、当該手続業務について責任を有する者の講じた措置についても判断されます。小規模な法人の場合には、手続の担当者と当該手続業務について責任を有する者は同一人の場合も想定されます。

例えば、[特許法第14条](#)ただし書の規定により代表者の届出を行っている場合、又は当該届出はしていないものの、出願人等のうち特定の者が事後の手續について他の出願人等からその実行を委任されており、実質的に代表者の定めがあるのと同じ関係がある場合には、特許庁長官は、代表者又はそれと同等の者の講じた措置とそれ以外の者の講じた措置が、各々の者に求められる相応の措置であったか否かについて、回復理由書の記載に基づいて判断します。

また、代表者又はそれと同等の者が突発的な事故等により手續をすることができない状況において、その他の出願人等がその事情を知っていた場合は、それらの出願人等には、代表者又はそれと同等の者に代わって手續をすることが相応の措置として求められます。

一方、その事情を知り得なかった出願人等が期間内に手續をしなかった場合には、そのことをもって、相応の措置を講じていなかったものとはされず、それにより「正当な理由」が否定されることはありません。

(3) 特許庁に対する手續を代理人に委任している場合

出願人等が特許庁に対する手續を代理人に委任している場合、当該手續は当該代理人が行うことが通常であることから、出願人等が手續をするために講じた措置

([3.1.4](#)) については、原則として、出願人等だけでなく当該代理人に対しても相応の措置を講じていたか否かが判断されます。なお、代理人が二人以上ある場合については、出願人等が二人以上ある場合（(2)参照）と同様な観点から全員について判断されます。

代理人がいる場合に出願人等について判断される相応の措置の判断は、出願人等が代理人に手續を委任していない場合とは異なり、代理人の選任が適当であったか否か、及び代理人の選任が適当であったことを前提として、出願人等の対応が適当であったか否かという観点で行われます。

ただし、出願人等が期間徒過の可能性を知っていた場合等、出願人等が自ら期間徒過を回避すべく手續をすることが求められる事情があるといえるときは、たとえ代理人に手續を委任していたとしても、出願人等が期間内に手續をしなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったものとされ、それにより「正当な理由」が否定されることとなります。

なお、代理人が特許業務法人の場合は、相応の措置を講じていたか否かについては、担当弁理士だけでなく、特許業務法人として講じた措置の内容に基づき判断されます。

(4) 代理人以外の者に期間管理等を委託している場合

出願人等が、上記(3)の代理人以外の者（例えば、特許料の納付期限を管理する管理会社や在外者における現地代理人等）に期間管理等の業務を委託している場合であって、当該者の委託業務を妨げる何らかの事象が発生し、それにより期間徒過に至ったときには、相応の措置を講じていたか否かについては、特許庁に対する手続を代理人に委任している場合（上記(3)参照）と同様な観点から、原則として、期間管理等を委託された者が当該委託業務を実行するために講じた措置の内容に基づき判断されます。

また、上記(3)に該当する代理人がいる場合は、期間管理等を委託された者だけでなく、当該代理人に対しても、相応の措置を講じていたか否かが判断されます。

なお、期間管理等を委託された者が法人の場合は、期間管理等に係る業務の担当者だけでなく、法人として講じた措置の内容に基づき判断されます。

(5) 補助者²¹を使用し業務を行っている場合

出願人等が補助者を使用し業務を行っている状況においては、当該補助者の行為に起因して期間徒過が発生することがあります。この場合、当該期間徒過の原因となった事象の発生前に講じた措置が相応の措置といえるか否かについては、当該補助者を使用する出願人等が以下の a から c の要件を満たしているか否かによって判断されます（[3.1.4\(1\)【人為的なミス起因とする場合】](#)参照）。これら3つの要件が満たされているかについては、出願人等が事前に構築した補助者を含む期間管理体制における出願人等の役割や、補助者に任せている業務の内容、補助者のこれまでの経験等の観点を踏まえて判断されます。また、判断にあたっては当該期間徒過を回避できなかった事情²²も考慮されます。

21 補助者とは、措置を講ずべき者である出願人等や代理人等の業務の履行を補助する立場の者であり、高度な専門知識を必要としない業務を通常行う者のことをいいます。また、出願人等や代理人等が法人の場合における補助者とは、手続担当者である知財部員等や担当弁理士の業務の履行を補助する者のことをいいます。

22 3つの要件が満たされているかの判断にあたって、当該期間徒過を回避できなかった事情として考慮され得る事情には、以下のような事例が挙げられます。

（例1）システムへのデータ入力及びその確認業務に関し、出願人等は、適切な補助者を2名選任し、彼らに対し十分な説明を行っており、通常滞りなく業務が行われていた。ところがある日、入力業務を行っていた補助者が、一連の作業後に突然の病気で倒れたことにより、その混乱に際して、確認業務を行っていた補助者が入力ミスを見過ごしてしまったといった事情。

（例2）代理人による適切な指示の下、その代理人の補助者は、複数の出願人に対し、電子メールによる期限の告知を通常滞りなく行っていた。ところがある日、補助者の錯誤により、出願人Aに対し、出願人Bの情報を送信してしまった。出願人Aは別の出願人の情報（出願人Bの情報）が書かれているとは気づかず、自分の出願に係る情報だと思い込んでおり、送信した補助者自身も、送信記録から正しい宛先（出願人A）に情報が送信されていることから適切に期限告知を行ったものと信じ込み、代理人に対しその旨報告していたことから、送信の誤りに気づいたのは期間徒過後であったといった事情。

- a 補助者として業務の遂行に適任な者を選任していること
- b 補助者に対し的確な指導及び指示を行っていること
- c 補助者に対し十分な管理・監督を行っていること

次に、期間徒過の原因となった事象の発生後に講じた措置として、出願人等が期間徒過に至らないようにするための措置及びそれでも期間徒過に至ってしまった場合における手続をすることができない状態から脱するための措置が判断されます(3.1.4(2)参照)。

以上のとおり、補助者の行為に起因した期間徒過については、出願人等における、期間徒過の原因となった事象の発生前及び発生後に講じた措置がいずれも相応の措置であったといえるときに、期間内に手続をすることができなかったことに「正当な理由」があると判断されます。

なお、代理人又はその他期間管理の委託を受けた者が補助者を使用し、業務を行っている場合についても、出願人等に係る補助者の場合と同様の観点から判断されます。

【救済が認められない事例】

- 高度な専門知識を必要とする業務を一時的に補助者に依頼していたとき。
- 補助者に十分な指導を行うことなく業務を任せていたとき。
- 補助者に対し、口頭で曖昧な指示を出したために事実誤認が生じたとき。
- 期間管理業務の一切を補助者に任せきりにしており、出願人等自らは一切その内容を確認していないとき。
- 期限前に補助者によるミスがあったことを知り得、期間内に手続をするための措置を講ずることが可能な状況にあったにもかかわらず、何ら措置を講じていなかったとき。

3.2 救済手続期間内に手続等を行うこと（要件2）について

救済に係る手続の場合は、所定の期間内にすることができなかった手続を救済手続期間内にすること。

優先権の回復の場合は、出願及び優先権の主張を優先権の回復期間内にすること。

3.2.1 基本的な考え方

期間徒過後の手続については、PLTの規定²³と同様の考え方を取り入れ、出願人等が期間内に手続をすることができなかった理由がなくなった日から2月以内で期

23 PLT規則第13規則(2)。

間の経過後1年以内²⁴に限り許容されることとしており、所定の期間内に手続をすることができなかつたことについて「正当な理由」がある場合であっても、救済手続期間後の手続は許容されません。よって、救済手続期間の起算日である「手続をすることができなかつた理由がなくなつた日」を明確にする必要があります。

また、優先権の回復については、PLTの規定²⁵に準拠して、優先権の回復期間内に出願及び優先権の主張をした場合に限り、認められるものです。上記の優先権の回復期間は、救済手続期間と異なり、「出願をすることができなかつた理由がなくなつた日」が起算日ではありませんから、留意が必要です。

3.2.2 「手続をすることができなかつた理由がなくなつた日」とは

手続をすることができなかつた理由がなくなつた日とは、「当該手続をすることができない状態から脱した日」をいい、当該手続のための書面を特許庁に提出できる状態になつた日が該当します。

例えば、翻訳文提出の手続であれば翻訳文を記載した書面を特許庁に提出できる状態になつた日が該当し、特許料等の追納の手続であれば、納付に係る書面を特許庁に提出できる状態になつた日が該当します²⁶。

特許庁長官は、期間内にすることができなかつた手続が、回復理由書に記載された「手続をすることができなかつた理由がなくなつた日」から起算される救済手続期間内にされているか否かを判断します。

なお、同一の出願に係る複数の手続について、期間徒過後の手続をする場合には、それぞれの手続ごとの「手続をすることができなかつた理由がなくなつた日」を起算日とした救済手続期間内に手続をする必要があります。

4. 救済の認否の判断後の流れ

救済の認否は、出願人等が提出した回復理由書の記載に基づき、期間徒過後の手続が許容されるか否かについて、特許庁長官により判断されます。

(1) 救済が認められた場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たすものと特許庁長官が判断した場合には、期間徒過後の手続は許容され、出願人等に対し、救済が認められた旨の通知書が送付されます。

24 商標に関しては、6月以内。

25 PLT規則第14規則(2)。

26 特許料等が準備できたか否かは考慮されません。

(2) 救済が認められなかった場合

回復理由書の記載に基づき、救済の要件を満たさないと特許庁長官が判断した場合には、出願人等に対し、期間徒過後の手續について、救済が認められないと判断した理由を記載した却下理由通知書が送付されます。

却下理由が通知された場合、出願人等には、書面により弁明する機会が与えられます²⁷。特許庁長官は、当該弁明を踏まえて、救済の認否を判断します。救済が認められないと判断したときは、出願人等に対し、期間徒過後の手續について手續却下の処分の謄本が送付されます。

手續が却下された場合、出願人等は、当該手續却下の処分について不服があるときには、特許庁長官に対して行政不服審査法に基づく審査請求をし、又は行政事件訴訟法に基づく処分に係る訴えを提起することができます²⁸。

27 特許法第18条の2第2項、実用新案法第2条の5第2項、意匠法第68条第2項、商標法第77条第2項、商標法附則第27条第2項。

28 審査請求ができる期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができません(行政不服審査法第18条第1項)。なお、平成28年3月末までに行われた処分について、同月末までに処分があったことを知った場合の異議申立てができる期間は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内となります(行政不服審査法附則第3条、旧行政不服審査法第45条)。

また、処分に係る訴えの提起は、処分があったことを知った日から6月を経過したときは、することができません(行政事件訴訟法第14条第1項)。

5. 回復理由書及び救済の対象となる手続様式（一部）の記載例

回復理由書及び救済の対象となる手続様式（一部）の記載例については、以下のとおりです。

(1) 回復理由書（特許様式第31の9）の記載例

【書類名】	回復理由書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	(注)
【出願番号】	特願○○○○－○○○○○○○号
【特許出願人】	(注)
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【回復の理由】	
※「2.1 回復理由書に記載すべき事項」に基づき、具体的かつ十分に記載してください。記載例として次ページ参照。	
【提出物件の目録】	
【物件名】	○○○○○に係る書面 1
【物件名】	○○○を証明する書面 1
【物件名】	○○○○であることを陳述する書面 1

(注) 上記の記載例は、特許法第36条の2第6項で規定する翻訳文の提出に係るものですが、事件の表示としての記載事項及び手続をする者としての記載事項は、救済の対象となる手続によって異なります。記載方法については、各省令様式を参照してください。

(回復理由書の具体的な記載例)

【書類名】 回復理由書

(【提出日】 令和〇〇年8月1日)

(略)

【回復の理由】

期間徒過に至った経緯(要旨)

- 令和〇〇年5月20日(金)ー担当弁理士Xは、出願人Aに対し、FAXにて、追納手続に係る期限のリマインダーを送付(締切り6月17日(金))。
- 令和〇〇年6月17日(金)ー出願人Aは、弁理士事務所にFAXにて、当該追納手続の指示書を送信。
- 令和〇〇年6月24日(金)が当該追納手続の期限であったが、担当弁理士Xは、上記のFAXを受け取っていないことから、当該追納手続を行わなかった。
- 令和〇〇年7月1日(金)ー出願人Aから担当弁理士Xに、メールを送信。
- 令和〇〇年7月1日(金)ー弁理士Xは、上記メールにより、出願人Aが追納手続を依頼するFAXを送信していたことを知る(この日が手続をすることができなかった理由がなくなった日に該当する)。
- 以後の調査により、令和〇〇年6月18日(土)から19日(日)に、弁理士Xが所属する特許業務法人Bが所在する地区一帯が停電になっていたため、一時期ファクシミリが使用不能の状態になっていたことが判明。
- 令和〇〇年8月1日(月)ー回復理由書の作成及び証拠書類を特許庁に提出。

(1)「正当な理由」に該当すべき理由

ア. 期間徒過の原因となった事象(予測可能であるといえないこと)

本事件の出願人はA、代理人は特許業務法人Bであり、特許業務法人B内の担当弁理士はXである。

特許業務法人Bは〇〇年に設立され、弁理士〇名、事務員〇名で出願手続業務及び特許料の納付管理業務を行っている。これまでに、出願人Aの代理人としては約〇〇件の業務を扱っている(証拠書類1)。特許業務法人Bでは、業務マニュアル(証拠書類2)に従って、通常、出願人に対し、手続期限を提示するためにリマインダーを送付している。期限1ヶ月前には、電話又はEメールにて再度出願人と連絡をとり、出願人が手続を希望する場合には、提示した期限までにファクシミリ又はEメールにて指示書を送付するよう依頼している。もし、提示した期限までに指示書を受け取らなかった場合、当該手続は一切行わない。

本件の特許料及び割増特許料の追納期限は令和〇〇年6月24日(金)であった。担当弁理士Xは、令和〇〇年5月20日(金)、出願人Aに、特許料及び割増特許料の追納手続を希望する場合、令和〇〇年6月17日(金)までに指示書を送付するようファクシミリにて依頼し、期限までに指示書が提出されない場合には、手続を行わない旨を注意喚起した(証拠書類3)。令和〇〇年6月20日(月)、担当弁理士Xは

ファクシミリでも E メールでも指示書を受け取らなかったことから、本件の特許料及び割増特許料の追納手続を行わなかった。しかし、実際は、出願人 A は令和〇〇年 6 月 17 日（金）の事務所の業務時間終了後にファクシミリで追納手続を依頼する指示書を送付していた（証拠書類 4）。令和〇〇年 7 月 1 日（金）、出願人 A は担当弁理士 X から本事件についてその後連絡がきていなかったため、担当弁理士 X にメールで問い合わせた（証拠書類 5）ところ、期間徒過の事実が発覚した。この令和〇〇年 7 月 1 日（金）が事象の止んだ日となる。

経緯を調査したところ、令和〇〇年 6 月 18 日（土）から 19 日（日）にかけて、豪雨のため特許業務法人 B が所在する地区一帯が停電になったため（証拠書類 6）、停電がなければ通常に機能したファクシミリ（証拠書類 7）が使用不能の状態になっていたことが判明した。このような事情により、出願人 A からファクシミリが送信されていた事実気づくことができなかった。この停電になった令和〇〇年 6 月 18 日（土）が事象の発生した日となる。

以上のとおり、ファクシミリが一定期間使用不能の状態にあったことは、事務所閉所中の週末に停電が生じていたことによるものであって、容易に想定できることではなく、出願人 A から電話による指摘があるまで当該事象に気づくことは不可能であったといえるから、本件の期間徒過の原因となった事象は、予測できないものである。

イ．当該事象の発生前に講じた措置

出願人 A は、特許業務法人 B が提示した指示書フォーマットに沿って必要事項を記入し、指示された期限までにファクシミリで送信し、送信後には、ファクシミリの通信記録を確認し、送信が適正に完了したことを確認した（証拠書類 8）。これまでは、このプロセスで、代理人への F A X による指示が伝わらなかったことはない。

特許業務法人 B は、（1）に記載のとおり、業務マニュアル（証拠書類 2）を策定し、出願人へのリマインド及び出願人からの指示を確認する方法を統一して運用していた。これまで、このプロセスで出願人からの指示を確認し損ねたことはない。

担当弁理士 X は、（1）に記載のとおり、出願人 A に明確に指示書の送付を依頼し、期限までに指示書が提出されない場合には、手続を行わない旨を注意喚起した（証拠書類 3）。

※措置を講ずべき者（全員）が、①期間徒過を回避するために事前に構築した期間管理体制や講じた措置、②当該案件の状況に応じて実際に講じた措置について具体的に記載してください。特に、補助者を使用している場合には、補助者使用の 3 要件（3.1.5(5)a～c 参照）のそれぞれについて、措置を講ずべき者がどのような措置を講じていたかの詳細な記載が必要となります。

ウ．当該事象の発生後に講じた措置

担当弁理士 X 及び特許業務法人 B の他の従業員は、事務所閉所中の週末に停電が生じていたため、ファクシミリが一定期間使用不能の状態にあったことに気づくことは不可

能であった。

令和〇〇年7月1日（金）、出願人Aからのメールにより期間徒過の事実が発覚した後、担当弁理士Xは直ちに特許料及び割増特許料の追納のための書面作成を開始し、当日中に完成させた。

(2) 「**「**手続をすることができなかつた理由がなくなつた日**」**とその根拠

ア. 手続をすることができなかつた理由がなくなつた日

本事件の理由がなくなつた日は、令和〇〇年7月1日（金）である。

イ. 手続をすることができなかつた理由がなくなつた日とした根拠

期間徒過の原因となつた事象が発覚し次第、書面の作成にとりかかり、完成した同日が「理由がなくなつた日」である。

【提出物件の目録】

【物件名】	出願人Aと特許業務法人Bの委任内容を証明する書面（証拠書類1）	1
【物件名】	業務マニュアル（証拠書類2）	1
【物件名】	担当弁理士Xから出願人Aに対する期限通知書（証拠書類3）	1
【物件名】	出願人Aから担当弁理士Xへの納付依頼書（証拠書類4）	1
【物件名】	出願人Aから担当弁理士Xへの問合せに係る書面（証拠書類5）	1
【物件名】	停電が発生していたことを証明する書面（証拠書類6）	1
【物件名】	特許業務法人Bの所有するファクシミリの機能を説明する書面（証拠書類7）	1
【物件名】	出願人Aの所有するファクシミリの通信記録書（証拠書類8）	1

※P. 12 「[2.1 回復理由書に記載すべき事項](#)」参照

この記載例は、【回復の理由】に記載すべき事項を示すために作成した架空のもので、この記載例のとおり【回復の理由】に記載すれば直ちに「正当な理由」があると判断されるものではない点に御注意ください。

(2) 翻訳文提出書（特許様式第31の5）の記載例

【書類名】	翻訳文提出書	
(【提出日】	令和 年 月 日)	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願の表示】		
【出願番号】	特願○○○○－○○○○○○	
【特許出願人】		
【識別番号】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
【代理人】		
【識別番号】		
【住所又は居所】		
【氏名又は名称】		
(【代表者】)		
【確認事項】		
【その他】		
特許法第36条の2第6項の規定による翻訳文の提出		
【提出物件の目録】		
【物件名】	外国語特許請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	外国語明細書の翻訳文	1
【物件名】	(外国語図面の翻訳文	1)
【物件名】	外国語要約書の翻訳文	1

権利の回復に係る手続である旨を記載します

(注) 上記の【その他】の記載例は、平成28年4月1日以後に翻訳文提出期間を経過した場合の例です。平成28年3月31日以前に翻訳文提出期間が経過した場合には、「特許法第36条の2第4項の規定による翻訳文の提出」のように記載ください。

(3) 出願審査請求書（特許様式第44）の記載例

【書類名】 出願審査請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】 特願○○○○－○○○○○○

【請求項の数】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【その他】

特許法48条の3第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求

権利の回復に係る手続
である旨を記載します。

(4) 特許料納付書（特許様式第70）の記載例

【書類名】 特許料納付書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】 特許第〇〇〇〇〇〇〇号

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【代表者】）

【納付年分】 第 年分

権利の回復に係る手続
である旨を記載します。

【特許料等に関する特記事項】

特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納

（ 円）

特 許

印 紙

特 許

印 紙

特 許

印 紙

(5) 国内書面（特許様式第53）の記載例

【書類名】 国内書面
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】 P C T / U S ○ ○ ○ ○ / ○ ○ ○ ○ ○

【出願の区分】 特許

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【代表者】)

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】

特許法第184条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して国内書面を提出するときは、権利の回復に係る手続である旨を記載します。

特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文の提出

【提出物件の目録】

【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	明細書の翻訳文	1
【物件名】	図面の翻訳文	1
【物件名】	要約書の翻訳文	1

(6) 国際出願翻訳文提出書の記載例

【書類名】	国際出願翻訳文提出書	
(【提出日】	令和	年 月 日)
【あて先】	特許庁長官	殿
【出願の表示】		
【国際出願番号】	PCT / US ○○○○ / ○○○○○	
【出願の区分】	特許	
【特許出願人】		
【識別番号】		
【氏名又は名称】		
【代理人】		
【識別番号】		
【弁理士】		
【氏名又は名称】		
【その他】		
	特許法第184条の4第4項の規定による翻訳文の提出	
【提出物件の目録】		
【物件名】	請求の範囲の翻訳文	1
【物件名】	明細書の翻訳文	1
【物件名】	図面の翻訳文	1
【物件名】	要約書の翻訳文	1

権利の回復に係る手続である旨を記載します。

(7) 商標権存続期間更新登録申請書（商標様式第12）の記載例

【書類名】 商標権存続期間更新登録申請書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【更新登録申請人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【特許料等に関する 特記事項】

商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新の申請

【提出物件の目録】

権利の回復に係る手続
である旨を記載します

(8) 特許法第41条1項の規定による優先権主張（同項1号に規定する正当な理由がある場合に限る。）を伴う特許出願の願書（特許様式第26）の記載例

【書類名】 特許願

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【その他】

特許法第41条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する正当な理由があるときにするものに限る。）を伴う特許出願

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 （図面 1）

【物件名】 要約書 1

優先権の回復に係る手続である旨を記載します。

(9)特許法第43条の2（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定によるパリ条約の例による優先権主張を伴う特許出願の願書（特許様式第26）の記載例

【書類名】 特許願

【整理番号】

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【その他】

特許法第43条の2第1項（同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う特許出願

優先権の回復に係る手続
である旨を記載します。

【提出物件の目録】

【物件名】	特許請求の範囲	1
【物件名】	明細書	1
【物件名】	(図面	1)
【物件名】	要約書	1

(10) 代理人受任届（特許様式第11）等の記載例

【書類名】 代理人受任届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願○○○○－○○○○○○

【手続をした者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【受任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【その他】

特許法第184条の11第6項の規定による特許管理人の選任の届出

【提出物件の目録】

【物件名】 代理権を証明する書面 1

権利の回復に係る手続
である旨を記載します。

6. 参考資料

実用新案法施行規則第23条（特許法施行規則の準用）

1 (略)

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十七の五まで、第二十八から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二」とあるのは「同条第八項」と、特許法施行規則第二十七条の四の二中「特許法第四十一条第一項」とあるのは「実用新案法第八条第一項」と、同条第三項中「特許法第四十一条第四項及び」とあるのは「実用新案法第八条第四項及び同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、同項第一号中「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「同法第四十一条第一項、」とあるのは「実用新案法第八条第一項、同法第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日（優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。）から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第二号中「特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項」とあるのは「実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項」と、「特許出願」とあるのは「実用新案登録出願」と、「同法第四十一条第一項又は」とあるのは、「実用新案法第八条第一項又は第十一条第一項において準用する特許法」と、「優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願による新たな特許出願に係るもとの特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間（出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。）とあるのは「当該実用新案登録出願の日から一月」と、同項第四号中「特許法第四十三の二第一項（同法」とあるのは「実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法」と、

同条第四項及び第七項中「特許法第百八十四条の二十第四項」とあるのは「実用新案法第四十八条の十六第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と、特許法施行規則第二十八条の四第二項中「特許法第四十二条第一項から第三項まで」とあるのは「実用新案法第九条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

3～12 (略)